

平成 17 年度第 2 回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議 事 概 要

開催日及び場所	平成 17 年 10 月 4 日（火）				合同庁舎 2 号館低層棟共用会議室 4	
委 員	委員長 委員長代理員 委員	沖塩 荘一郎 谷口 汎邦 神田 良 宮本 健蔵 諸田 敏朗	(東京理科大学名誉教授) (東京工業大学名誉教授) (明治学院大学経済学部教授) (法政大学法学部教授) (（財）住宅管理協会監事)			
抽出案件			(備考)			
工事〔小 計〕		3 件				
一般競争		—				
公募型及び工事 希望型指名競争		1 件				
指名競争		1 件				
随意契約		—				
コンサルタント業務		1 件				
合 計		3 件				
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	意 見 ・ 質 問		回 答			
	別紙のとおり		別紙のとおり			
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し					

委員	国土交通省
1. 官庁営繕部工事及びコンサルタント業務等の発注状況について ○ 特に意見無し 2. 指名停止等の運用状況について ○ 資料中、事故による指名停止の業者があるが、事故が起きたにも関わらず2ヶ月程度の停止期間ではペナルティとしては軽いのではないか。 3. 抽出案件の審議 (1) 公募型指名競争入札 【特許庁総合庁舎改修（05）静止形電源設備工事】 ○ なぜ3者しか応募がなかったのか。 ○ 当初はどこの業者が請け負ったのか。 ○ 元請けという条件を外したときにどれだけ入札が増加するのか興味深い。また元請けということより要件中の「自ら製作し設置」という条件がかなり入札者の縛りを決めているのではないか。 ○ では、当該建物の電源設備の製造者は、今回落札した業者以外いないのか。 ○ 予定価格はどのように決定したのか。この3者から見積もりを徴取したのか。 ○ 予定価格はその3者の平均で決定したのか。 ○ 昨年と大きな変化があるならともかくとして、今年も昨年と同じ3者から見積もりを徴取するのは非効率ではないか。 (2) 指名競争入札 【中央合同庁舎第3号館改修（05）建築その他工事】 ○ 今回は電子入札であるが、この方法であるところの指名業者が入札したか等の情報は知り得ないのか。	○ 過失内容、事故の規模及び他の同種事故の指名停止期間を考慮して2ヶ月を採用した。工事成績が減点されることもあり、請負者にとって軽いものではない。 ○ 応募の条件がCVC Fを元請けとして自ら製作し設置している者と限定したためであると考え。この条件を満たす者は、調査した範囲では本省官庁営繕部の名簿に記載のうち10者しかなく、そのうち昨年は5者、本年は3者の応募があった。 ○ 建物全体の電気工事を受注した電気工事会社が施工した。この電気工事業者がB系・C系に採用したCVC Fを製造・供給した業者が、今回落札した業者である。 ○ 元請要件を課すことは、発注者として業者の実績確認を行いやすくなり、施工業者に対し工事に関わる様々な調整を自ら行った経験を求めることが出来るなどの点で重要である。また、「自ら製作し設置」という条件は、品質の確保という観点から重要である。 ○ A系は別の製造者である。 ○ 去年C系の改修工事を発注した際に応募のあった5者から見積もりを徴取し、その上で今回工事に応募してきた3者の見積もりに基づき予定価格を決定した。 ○ 3者の中で総価で最低価格を提示した者の見積もりを採用した。 ○ 昨年発注の工事とは、機器の構成等が違ってきているため、見積もりを徴取した。 ○ その通りである。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価一覧を見ると、施工実績がAランクの業者が高評価を受けているが有利に働くのか。施工実績を重視されると新しい業者が参入する機会が減ってしまうと考えるが如何。 ○ 発注者側には工事实績があるほうがよいというメリットとともに入札者を制限してしまうというデメリットもある。それをどう考えてゆくかも今後の検討課題であるとする。 <p>(3) コンサルタント業務
 【新清水谷議員宿舎敷地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンサルタント業務の低入札は以前も問題としたが、今回の落札率が59.47%と低い原因はどこにあると考えるか。 ○ 入札価格のばらつきが顕著であるが、これは今後予定価格を考える際の課題となると考えるが如何。 ○ 測量物件によって技術的な差が生じ、入札価格に大きな高低差が付くのは問題と考えるため、何か目安のようなものを設定する必要があるだろう。 ○ 予定価格の決定方法如何。見積もりはとったのか。 ○ 敷地調査の発注件数が少ない状況で、この選定基準により業者選定を行うと、今後敷地調査を行う際は常に実績のある者が上位を占めるのではないか。今後選定方法の変更も必要と考えるが如何。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必ずしも施工実績を重視しているわけではなく、今回はその他の評価項目で差が無く、施工実績のある業者が上位を占る結果となった。現実的に指名した業者の半数は新規参入者である。
<ul style="list-style-type: none"> ○ おそらく人件費の効率化等による成果ではないかと考える。 ○ 今後検討していく必要があると真摯に受け止めている。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 見積もりはとっていない。敷地調査であるため、面積等に合わせて設計業務等標準歩掛を参考に計上している。技術者単価については、測量の主任技師などの公表された単価によっている。 ○ そのような状況になることが予想されるが、実績のある者を外す合理的理由もない。 |
|--|---|

(再苦情処理について)

- ・ 今回は無かった旨、国土交通省より報告。